

キムリア点滴静注の投与に係る技術料について

<手順>

<準用技術>

末梢血単核球の採取

K921 造血幹細胞採取(一連につき)

2 末梢血幹細胞採取

□ 自家移植の場合 17,440点



T細胞へのCAR遺伝子の導入
細胞の培養増殖

製造施設
(薬価)



リンパ球除去化学療法

G004 点滴注射等



投与

K922 造血幹細胞移植

2 末梢血幹細胞移植

□ 自家移植の場合 30,850点

※ 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項(平成30年3月5日保医発0305第1号)

第10部 手術

<通則>

第1節手術料に掲げられていない手術のうち、簡単な手術の手術料は算定できないが、特殊な手術(点数表にあっても、手技が従来の手術と著しく異なる場合等を含む。)の手術料は、その都度当局に内議し、最も近似する手術として準用が通知された算定方法により算定する。

例えば、従来一般的に開胸又は開腹により行われていた手術を内視鏡下において行った場合等はこれに該当する。